

これから創業される方・創業後まもない方へ

東京都制度融資

創業融資

創業

○創業融資 創業 の概要

1. 保証対象者 (1) 現在事業を営んでいない方で、1か月以内に新たに個人で、又は2か月以内に新たに法人を設立して都内で創業しようとする具体的な計画をお持ちのお客さま
(2) 中小企業者又は組合であり、創業した日から5年未満であるお客さま（個人で創業し、同一事業を法人化した方で、個人で創業した日から5年未満の方を含む）
(3) 都内で分社化しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化により設立された日から5年未満のお客さま
*許認可事業を開始される方は、原則として事業に必要な許認可等を受けている（受ける）ことが必要です。
2. 融資限度額 3,500万円以内
(保証対象者(1)は自己資金(※)に2,000万円を加えた額の範囲内)
3. 資金用途 運転・設備
4. 融資期間 運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む）
設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む）
5. 保証料率 信用保証協会所定の料率
6. 融資利率

(責任共有対象の場合)	(責任共有対象外の場合)
【固定金利】	【固定金利】
融資期間	融資期間
3年以内 : 1.9%以内	3年以内 : 1.5%以内
3年超5年以内 : 2.1%以内	3年超5年以内 : 1.6%以内
5年超7年以内 : 2.3%以内	5年超7年以内 : 1.8%以内
7年超 : 2.5%以内	7年超 : 2.0%以内
【変動金利】	【変動金利】
短プラ+0.7%以内	短プラ+0.2%以内

次の(1)または(2)を満たすものは、上記金利から0.4%優遇した金利となります。

創業支援特例（創業・支援）

- (1)産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。
- (2)商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は信用保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。

(次のページに続く)

7. 担 保 原則として不要
8. 保 証 人 法人は原則として代表者を連帯保証人とします。
組合は原則として代表理事を連帯保証人とします。
個人事業者は原則として連帯保証人は不要です。

※本制度における「自己資金」とは、次のとおりです。

下表の【A】の総額から【B】の総額を差し引いた金額をいいます。
各金額は「確認資料」により確認させていただきます。
また、他の資料により確認させていただく場合もあります。

【A】創業される方が、事業に充てるために用意した資金

内 容	確認資料
(1) 残高が確認できる預貯金	預金通帳等の写し
(2) 客観的に評価が可能な有価証券に当協会の定める評価率を乗じた額	取引通知書、投資報告書等
(3) 敷金、入居保証金	賃貸借契約書及び預り証等の写し
(4) 資本金、出資金に充てる資金	株式払込金保管証明書等
(5) 保証申込前に導入した事業設備（不動産を除く）	領収書等
(6) その他の客観的な評価が可能な資産（不動産を除く）	金額の確認できる客観的な証明書類

【B】借入金等

内 容	確認資料
(1) 残存返済期間が2年以上ある住宅ローンの年間返済予定額の2年分	返済予定表 または 残高、借入始期・終期のわかるもの
(2) 残存返済期間が2年以上ある設備導入資金等の長期借入金の年間返済予定額の2年分	
(3) その他の借入金全額	

以上